

「笠間市空家等対策計画」を策定

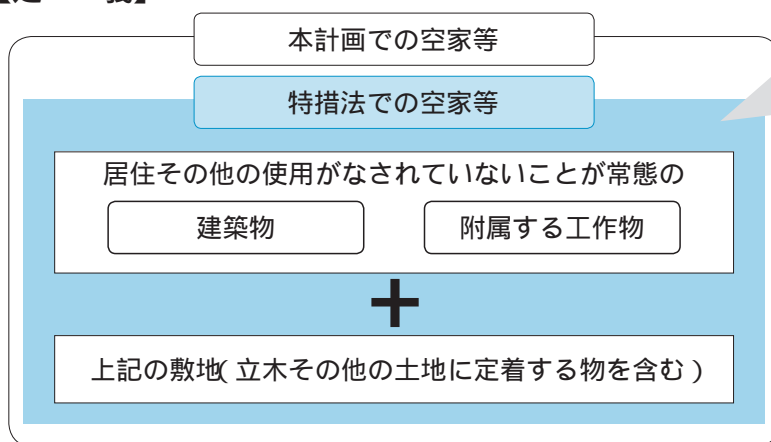
市では、平成25年度から推進してきた空家等に対する施策について、より総合的・計画的な空家等対策を実施するため、「笠間市空家等対策計画」を策定しました。

本計画は、今年度から33年度までにおける空家等対策に係る基本的な方針に基づき、さまざまな施策を展開していきます。

【対象地区】 市内全域

【目的】 ○市民の生命、身体または財産を保護し、生活環境の保全を図る。
○空家等の利活用を促進することにより地域の活性化に資する。

【定義】



空家等対策の推進に関する特別措置法
(以下、特措法という。)

(定義)

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

※「特定空家等」とは

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態。
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。



【空家等の実態 ～平成28年度空家候補調査結果～】

地区	住宅総数(店舗、賃貸用の住宅を含む)(戸)		住宅総数(店舗、賃貸用の住宅を除く)(戸)			
	空家候補数(戸)	空家候補率(%)	空家候補数(戸)	空家候補率(%)	空家候補率(%)	
笠間	12,306	620	5.0	9,636	420	4.4
友部	14,122	674	4.8	11,668	401	3.4
岩間	7,061	376	5.3	5,606	261	4.7
計	33,489	1,670	5.0	26,910	1,082	4.0

【基本的な方針等】

1 空家等の発生抑制

相続等に当たって必要な手続きや適正管理について周知・啓発するなどの予防的な措置を講じることにより、空家等の発生抑制を図ります。

例) 相談会の開催、利活用促進に向けた一貫したサポートを行う「空家コーディネーター」の配置等。